

# 財団法人ソーシャルサービス協会の従たる事業所の設置に関する規定

## 第1章 事業所の開設

第1条 本規定は、財団法人ソーシャル・サービス協会寄附行為（以下、「財団寄附行為」と略）第30条にもとずき、理事会の決定を得て、財団寄付行為第5条第3項による金品を当財団に寄附し、財団寄付行為第2条第2項にもとづく従たる事業所を開設しようとする場合の手続き、当初運営の基準について定める。

第2条 財団寄付行為第2条第2項にもとづく従たる事業所の開設を求める者（以下「開設申請者」と略）は、事業所開設の主旨を理事長に申し出、第4条に定める申請書類を遅滞なく提出する。

第3条 理事長は、開設の申請を受けたとき、第4条に定める申請書類を審査し、必要な場合は訂正を求め、開設の要件を満たしていると判断した場合、本規程第5条第2項に定める資産審査を監事あるいは委託した検査役に要請し、この報告とともに理事会に開設決定を求める。従たる事業所の開設は理事会の決定とする。

第4条 開設申請者は、理事長につぎの申請書類を提出する。

- (1) 事業所開設の目的などを明記した事業所計画の開設趣意書
- (2) 事業所の財産目録
- (3) 当該年度の事業計画書と予算、必要な場合は決算書類
- (4) 役員の氏名および住所
- (5) 役員全員の財団理事会の決定に従い、指揮命令に服し、財団目的の達成と事業活動を誠実にを行うことを約する主旨の誓約書
- (6) 事業所運営規則および関係規則集

第5条 従たる事業所の運営規則には、最低限つぎの項目を含まなければならない。

- (1) 事業所の名称
- (2) 事業所の住所
- (3) 事業所所長の選出方法と理事会の承認
- (4) 事業所運営委員会の選出方法と理事会の承認
- (5) 事業所所長と事業所運営委員会の権限分掌の規定
- (6) 事業所の事業計画、予算・決算案の起案と採択方法
- (7) 中央法人活動費の支出（当該年度の事業高の1%）
- (8) 事業所財産目録の管理

## 第2章 事業所開設時の原則

第6条 開設申請者は、事業活動に資する事業所財産を財団寄付行為第5条第3項にもとづき財団に寄贈する。

2 財団に寄贈される資産・金品は、監査あるいは委託された検査役の資産評価など審査を受けなければならない。監査あるいは委託された検査役は、遅滞なく審査結果を理事長に報告する。

3 財団は、開設する事業所の開設以前の債務は継承しない。

4 財団は、従たる事業所の開設にあたって一切の金銭の負担をしない。開設、事業開始は開設申請者の責任でおこなう。ただし、寄贈金品の登記費用などが生じた場合はこの限りではない。

第7条 従たる事業所は、理事会が決定・組織する地域的な支部組織に属するものとする。地域的な支部組織が組織されていない場合は、財団本部の所属とする。

第8条 従たる事業所がおこなう事業は、寄付行為第4条にもとづき財団理事会の決定する事業とし、必要な場合は厚生労働省の認可を受けるものとする。

2 従たる事業所のおこなう事業は、原則として1事業とする。ただし、理事会の決定で複数の事業をおこなうことができる。

第9条 理事長は、事業所の開設にあたり、必要に応じて適切な指導・援助をおこなう。

### 第3章 従たる事業所の運営基準

第10条 理事長は、理事会が従たる事業所の開設を決定したとき、第4条(4)項で提出された役員を、当該事業所の初期役員として任命する。

2 任命された従たる事業所の役員は、以降、寄付行為、諸規定、理事会決定に従い、かつ理事長の指揮・命令に従い、決定された事業所の事業計画にしたがって業務を遂行する。

3 従たる事業所の役員が死亡、辞任、解任等で欠けたとき、理事長が新たな役員を任命する。ただし従たる事業所の所長は本部事務局の職員より任命するものとする。

第11条 理事長は、理事会の従たる事業所の開設決定にしたがって、必要な寄付行為の改正、登記の手続きをとる。

第12条 従たる事業所は、財団寄附行為第19条に準じて、次に掲げる帳簿および書類を常に備え置かなければならない。

- (1)財団寄附行為および諸規定
- (2)事業所の役員、職員の名簿および履歴書
- (3)理事会および評議員会決定通知、理事長および事務局からの文書
- (4)当該事業が受けた事業認可、許可および登記にかかわる資料

- (5)委託契約書およびその他の契約書（中央契約のものは写し）
- (6)運営委員会を設置するところでは議事に関する書類、議事録
- (7)収入、支出に関する帳簿および証拠書類
- (8)資産、負債および正味財産の状況を示す書類
- (9)その他必要な帳簿および書類
- (10)理事長が特に指定する文書

第 13 条 従たる事業所は、別途定める財団の会計処理規則にしたがって、会計処理を行う。

第 14 条 事業所は、事業活動にあわせて必要な職員を雇用できる。この場合、社会・労働保険など、必要な事務は、事業所で行い、別途理事会の定めた事項については報告を行い、理事長あるいは理事会の承認を受ける。

第 15 条 従たる事業所は、別途定める財団の監査規則にしたがって、監査による監査を受ける。

第 16 条 理事長は、必要と判断した場合、従たる事業所にたいし指導・指揮をおこなう。ただし事業所の統廃合は、管理計画を作成し、理事会の承認を受けなければならない。また、理事会決定に従って、必要な寄付行為の改正、登記の手続きをとるものとする。

#### 附則

この規則は、平成 17 年 10 月 15 日から施行する。